

「適正な電力取引についての指針」（新旧対照表）

改 定 後	改 定 前
適正な電力取引についての指針	適正な電力取引についての指針
令和6年11月22日	令和6年10月1日
公正取引委員会 経 済 産 業 省	公正取引委員会 経 済 産 業 省
適正な電力取引についての指針	適正な電力取引についての指針
目次	目次
第一部 （略）	第一部 （略）
第二部 適正な電力取引についての指針	第二部 適正な電力取引についての指針
I （略）	I （略）
II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方	II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方
1 （略）	1 （略）
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
（1）小売電気事業者への卸供給等	（1）小売電気事業者への卸供給等
ア （略）	ア （略）
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
① （略）	① （略）
② 卸供給契約における取引制限条件	② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 （新設）
③ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更	③ 常時バックアップにおける不当な取扱い
④ 常時バックアップにおける不当な取扱い	④ ベースロード市場への電力投入の制限
⑤ ベースロード市場への電力投入の制限	⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限
⑥ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限	⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用
⑦ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用	⑦ 発電等用電気工作物の買取り
⑧ 発電等用電気工作物の買取り	（2）～（5） （略）
（2）～（5） （略）	III～V （略）
III～V （略）	附則 本指針の適用
附則 本指針の適用	市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置
市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置	

改 定 後	改 定 前
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I (略) II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸供給契約における不当な料金設定等 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、他の小売電気事業者に対して、不当に電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対して、正当な理由なく電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I (略) II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸供給契約における不当な料金設定等 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、他の小売電気事業者に対して、不当に電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対して、正当な理由なく電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

改 定 後	改 定 前
また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対する電気の卸供給料金を設定し又は供給量を制限することにより、競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占又は不当な取引制限）。 （注）取引拒絶等に該当するかどうかは卸電力取引所等の卸電力市場の動向等を踏まえて、個々の取引における区域において一般電気事業者であった発電事業者等の行為が不当に他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。<u>例えば、他の小売電気事業者が卸電力市場等の他の手段で電力調達を行うことが困難な状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の小売電気事業者に対して、卸供給量について、当該小売電気事業者の過去の需要実績分を上限として設定すること（その実効性を確保する手段として、当該小売電気事業者の調達量が過去の需要実績分を上回っていた場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。）により、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。</u> ② 卸供給契約における取引制限条件 <u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の小売電気事業者に対して、卸供給した電力を転売しないことを条件として卸供給を行うこと（その実効性を確保する手段として、転売が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。）により、当該小売電気事業者が排除される又は当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、独占禁止法上違法となる（拘束条件付取引）。</u> <u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の小売電気事業者に対して、当該区域内における小売供給の一部又は全部を行わないことを条件として卸供給を行うこと（その実効性を確保する手段として、当該区域内における小売供給が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。）により、競争を実質的に制限する場合又は当該小売電気事業者が排除される若しくは当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占又は拘束条件付取引）。</u>	また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対する電気の卸供給料金を設定し又は供給量を制限することにより、<u>市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。</u> （注）取引拒絶等に該当するかどうかは卸電力取引所等の卸電力市場の動向等を踏まえて、個々の取引における区域において一般電気事業者であった発電事業者等の行為が不当に他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。 （新設）

改 定 後	改 定 前
<u>また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、当該区域内及び当該区域外において小売供給を行う他の小売電気事業者に対して、当該区域外における小売供給の一部又は全部を行わないことを条件として卸供給を行うこと（その実効性を確保する手段として、当該区域外における小売供給が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。）により、当該小売電気事業者が排除される又は当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、独占禁止法上違法となる（拘束条件付取引）。</u> ③ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 （略） ④ 常時バックアップにおける不当な取扱い （略） ⑤ ベースロード市場への電力投入の制限 （略） ⑥ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限 （略） ⑦ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用 （略） ⑧ 発電等用電気工作物の買取り （略）	② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 （略） ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い （略） ④ ベースロード市場への電力投入の制限 （略） ⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限 （略） ⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用 （略） ⑦ 発電等用電気工作物の買取り （略）

改 定 後	改 定 前
(2) ～ (5) (略) Ⅲ ～ Ⅴ (略) 附則 本指針の適用 <u>令和 6 年 1 1 月 2 2 日</u>の改定後の本指針は、<u>同日</u>から適用する。 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 (略)	(2) ～ (5) (略) Ⅲ ～ Ⅴ (略) 附則 本指針の適用 <u>令和 6 年 9 月 1 8 日</u>の改定後の本指針は、<u>令和 6 年 1 0 月 1 日</u>から適用する。 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 (略)